

足利義教嗣立期の幕府政治

佐藤, 進一 / SATO, Shin-ichi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

20

(開始ページ / Start Page)

3

(終了ページ / End Page)

9

(発行年 / Year)

1968-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011736>

足利義教嗣立期の幕府政治

佐藤進一

応永三十五年正月十八日、前將軍足利義持死没のあとを受けて、將軍足利家の家督をついだのは、義持の弟義門（改名して義宣、再び改名して義教）である。義持が死に臨んで継嗣を定めず、ついに重臣等あい計って、義持の弟四人（いづれも僧籍）の中から籤を以て義門を継嗣と定めたことは周知の通りである。この義教嗣立の時点から、義教が、応かれ自身の体制をかためる永享三年までの約三年間は、幕府をめぐる政治的不安のいちじるしく高まった時期である。ということとは、直接間接幕府政治に対して影響力をもつ大小さまざまな政治的諸勢力が、政治的安定期に比して、はるかに強く自己を政治の表面におし出し、政治的な自己主張をなしうる条件をつかみ得たということに外ならぬ。その意味で、上記約三年間の政治過程の分析は、室町幕府政治史の基本的な枠組みを明らかにする意義をもち得ると考えられる。その上、この時期には満済准后日記、建内記、看聞日記があつて、史料的にきわめて恵まれている。第一は義持・義教二代にわたって、將軍の政治顧問として幕府政治の枢機に参与した醍醐寺三寶院満済の日記、第二は伝奏として幕府・朝廷間の周旋に任じ、幕府・朝廷両首脳部の政治的言動を刻明に筆録した万里小路時房の日記、そして第三は、終始、傍觀者の立場に身をおいて、政界・教界のニュースはもとより、社会的な大事件から市井の小事件まで、見聞のまにまに筆録した、驚くべき好奇心の持主、伏見宮貞成親王の日記である。

本稿は、主として右の三史料を用いて、義教嗣立後二年間の政治過程を追究して、この段階における主要な政治史的観点を提示しようとするものである。

一 義円の嗣立に対する政治的諸勢力の反応

義円は応永三十五年（四月二十七日改元して正長元年）三月十二日還俗して義宣と改名、四月十一日評定始・判始を行い、四月十四日沙汰始・的始を行う。そして翌年（九月五日改元して永享元年）三月十五日再度改名して義教と名のり、征夷大將軍の宣下を受ける。これらの手続きにおいて、幕府と朝廷の間に意見の対立がしばしば起こっている。義円の嗣立が何ら朝廷に報告されないことに対して朝廷側が不満を表明している（建内記、応永三十五（五年正月十九日）条）のは、その一兆候であるが、両者の意見がはっきりした対立を示す最初の出来事は義円の還俗と俗官の問題である。すなわち、義円嗣立の翌日、幕府側の満済が、義円嗣立後、直ちに俗名に改め、俗人たる將軍（將軍宣下以前であるが事実上の將軍）にふさわしい官位を与えられたいと要請したのに対して、朝廷側の万里小路時房は、現に法体（髪がない）の人が元服して俗名をつけるのはおかしいではないか、また元服以前に俗官を与えることは、法体の人に俗官を与えることになるから不可であると反論、結局満済は、義円法体の事実の上に展開された王朝的な形式論に屈して、義円の還俗と俗官取得を三月まで延期する。満済はその際、時房の意見をのんだすぐあとで、「為用意密々問也、不可口外」と時房に口止めしている（以上、建内記、同上、口外）。ここで明らかなことは、幕府側が、義円の地位を權威づける形式を一日も早く整えねばならぬとしていること、及びかかる要請が外部に感知されてはならぬとしていることの二点であって、義円の地位に関する形式の不備が政局に不安をもたらしことを恐れたがためと考えて誤りないであろう。

ついで問題となるのは將軍宣下である。満済・時房の間に還俗・俗官について応酬のあった数日後、管領畠山満家が当代の儒宗として公武の間に令名の高い清原良賢に、還俗・將軍宣下の可否を問うたのに答えて、良賢は、法体のまま俗名をつけるのは罪人と同じだから不可である（僧侶を処罰する際、名前だけ俗名にかえて、俗人に擬した上で処罰する慣例を引いて、その裏返し論理を用いる）、しかし將軍宣下は新例を開くと考えれば不可はないとする。これを聞いた時房は、良賢の意見を非として、「以法体之身、争可蒙（建内記、応永三十五（五年正月二十三日）条）罰之宣哉」と主張する（建内記、応永三十五（五年正月二十三日）条）。時房が父としても空疎な形式論を用いているのは驚くに当たらないが、良賢が一步幕府の主張に歩みよっているのは何故であろう

か。彼が時房より遙かに低い下級官僚層に属して、その「家」經濟の死命を幕府に制せられていることは事実であつて、そのために幕府におもねつたと解されないではないが、良賢は同じ問題について義門還俗後（元服以前）の四月五日に、義門は年令すでに三十余才、その上、腰物を帶する上は「將軍事強不可依先規欵」と述べて（義門還俗後）、事実を直視すれば、義宣は元服以前とは言え、幼童と同一祝しえない故、元服以前將軍宣下の新例を開いて不可なしと主張しているのを見れば、彼の幕府への同調を全くの阿諛とすることはできない。むしろ彼が儒宗として、外記の權威として、武家にも信任篤く、幕府の奉行人と家職を通じて密接な交渉をもっていたらしい点にこそ注目すべきであろう。つまり良賢は意識と論理において、公家と武家の中間に位する人物（というよりはむしろ集團の代表者）といふべきではあるまいか。

ところで、將軍宣下の遅延に業をにやした幕府（実は義宣）が、將軍宣下以前ではあるが、いよいよ六月から義宣の御判を以て天下の雜訴を成敗すべしと決定するに及んで、清原良賢は断然これに反対して言う（建内記、同年五月十四日条）。

征夷大將軍以前判断天下事無子細者、誰人モ雖非將軍、就權威可有成敗哉、此条不言之中有恐、雖將軍非可判断天下事、近代之風儀也、然者以將軍之謂、其以後以御判御成敗之条、旁可然哉、

將軍宣下なくして天下の政務を行つて差支えなしとすれば、実力を以て將軍にとって代わる者があらわれた場合、彼に權力の正当性なしと言えないではないか、將軍宣下なしに天下の政務を行うことも、將軍でありながら天下の政務を行わないこと（義満在世中の將軍義持及び義持在世中の將軍義量こそその近例）も、ともに以て不可である。將軍の称号と天下の政務判断の地位は不可分のものとせねばならぬ、という論理であつて、幕府にとって天皇制の存在が不可避の要請であることを説明した注目すべき文字である。義宣がこの論理に屈したことは言うまでもない。

以上に紹介した朝廷側の主張は、法体の義門が將軍家の継嗣となつた、いわば偶然的な異状事態に直面して、はしなくも表出した朝廷の對幕府觀であるが、他面、幕府側の政治的不安に乗じて、朝廷側の試みた自己顯示的な存在主張の要素も多分にあると考えられる。後小松上皇が故意に服忌令を拡大解釈して、義持の葬儀に参会した公卿の院参を停止して、三十日間籠居を指令した事実（建内記、同年正月二十五日条）、義門嗣立後の初人事である天王寺別當職の交迭に、上皇が許可を与えず、逆に幕府の人事権に属する石清水檢校の交迭を上皇が義門に要求して、義門の拒絶にあつた事実

(同書二編) 神宮祭主大中臣通直の死關を補するに際して、上皇が先例に反して幕府と協議することなく人事を決定したため、幕府の吹捧と撞着して、問題をおこした事実(同書五編七目六) 幕府の改元要請に対して、上皇が先年称光天皇即位の改元を望んだ際、先代義持がこれを拒否した事実を挙げて、今次の改元に難色を示した事実(同書三編八) など、公武の対立を語る事例を少なからず拾うことができる。就中、右の神宮祭主新補問題は、上皇は勅約を盾に素意をつらぬこうとし、義宣は、神宮の事は義満・義持「一向計中」した先例あり、かかる先例にたがう勅約は「不得其意」と反論するとともに、上皇・義宣間の周旋に当った時房に向つて、「相替先々近例、叡旨如此、併是為不肯之故」と述べ懐して、上皇に慫慂せられていることへの強い不満をあらわしている。

以上のように、幕府・義宣と朝廷・上皇との対立を語る事実が、義宣嗣立の直後から次々とあらわれるが、先代義持の時代に比べれば、幕府側の態度は概して微温的である。むしろ、そうした対立が次々とおこることそれ自体が、幕府側の低姿勢をあらわしているところと見ることができ。幕府側のこのような態度の変化は一体何によるのであろうか。この疑問に答えるには、より広く当時の政治状況を検討しなければならないが、まず第一に注目されるのは関東における足利持氏と南朝系地方勢力の動向であらう。この二つの勢力は前代以来、相互に連携を保ち、幕府の政局に不安がおとずれるごとに、露骨な反幕行動をくり返してきた。しかも、その際、幕府中枢の重臣の中に、かれらと氣脈を通ずる者のあつたことは見逃しがたい事実であつて、そこに、関東及び南朝勢力の向背を單なる地方的な動きとして輕視することを許さない理由があつたのである。

このころ朝廷では称光天皇が重病にかかつており、しかも天皇には子がなかったから、上皇はじめ朝廷首脳部は何人を皇儲と定むべきかという重大問題に直面していた。義宣の嗣立から十一日後に當る正月二十九日、南朝の皇胤で景愛寺の長老の座にあつた護聖院宮が母の病氣を理由に退院したという事実が、伝奏時房の日記の中に注意深く書きとめられている(同書内記)のは、幕府における義持・義宣の交代、朝廷における天皇の重態というこの時点で、南朝系の人々の行動が朝廷から(そして恐らく幕府からも)きびしい監視を受けていることを語るものであらう。ついで同じ年の五月下旬、下野の宇都宮氏はじめ幕府の庇護を受ける関東の豪族諸氏より京都にもたらされた報告によれば、持氏が義宣と武力を以て対決すべく上洛を決意し、管領土杉憲実が謀略まで用いて、その決意をようやく醸えさせた

という（建内記、五月二十五日条。漢。清進后日記、五月二十六日条）。ついで七月七日の深夜、小倉宮聖承が逐電する。聖承は後龜山天皇の皇子で、南朝の正

嫡と目された人物である。聖承は京都から伊賀をぬけて伊勢に入り、当時最大の南朝勢力であった国司北畠満雅に迎えられて、満雅の反幕蜂起の旗じるしに用いられる。聖承の京都出奔、伊勢入りは、実は関東の持氏が北畠に指令した結果であるという噂が流布し、在京の大名中に与同者ありとの噂まで流れる（満雅准后日記、看聞日記、藤。戒記、八月二十三日条も参照）。そして聖承の伊勢入りが確認された日の翌日（七月十三日）、伏見宮貞成親王（看聞日記の記者）の王子彦仁王が称光天皇の後継者に決定し、ひそかに若王子社に移されて、赤松氏が同じく秘密裡にその警護に任ずる。王子の身柄を奪い去られないための用意である。同月廿日称光天皇が死し、彦仁王が皇位をふむ（後花園天皇）と、その八日後には奈良に在った南朝の皇胤佐山宮が京都に移される（以上、満雅准后日記）。これが、反幕勢力にかつがれる可能性のある人物を幕府の監視のもとにおくためであることは言うまでもない。

一方、義宣は管領畠山満家の伊勢守護を解任して、土岐持頼を新補し、美濃守護土岐頼益と協力して、北畠を討伐すべしと命ずる。こうして義宣の嗣立後わづか半才にして、伊勢北畠の乱が起こったのである。

このように見てくれば、義宣の嗣立直後、何故朝廷側の政治的発言力が増大し、これに反して幕府側が前代と打って変った低姿勢を示したか、という疑問は、ある程度答えられるものではあるまいか。それはまさに清原良賢が論理的・抽象的に説明した叛乱者、篡奪者出現のおそれが、幕府の政治的立場を低下させ、反対に朝廷のそれを相対的に高めたのである。そして篡奪者出現のおそれも畢竟政局不安の一表現に外ならず、本来的には室町幕府における將軍權力及び守護の領国支配体制の脆弱性から発するものというべきであろう。

二、義教の政治方針

將軍義教時代の幕府政治を考える場合、歴代將軍の中で、すぐれて個性的な人物の一人であった義教の支配者意識を無視することはできない。この点は彼の最初の改名に早くもあらわれるのであって、還俗して俗名を定めるに当って、候補に上がった義雅、義規、義英、義宣等の中から、「義宣」の文字を選んだのは、

宣字釈事、布也、明也、偏也、通也、爰宣字尽也ト云釈アリ、是ハハックル意ニテハ非ス、假令、天子居上衆言以一
言被究極之意ナリ、仍物ノソックル儀ニハ非ス、宣旨ニテ決斷（建内記、永享三、十五年三月条）ル儀也

とあるように、宣の字が決斷を意味し、天下の政務を決斷する將軍の権力を象徵する文字である点に注目したからに
ちがいない。ところが、一年後の正長二年三月かれは、この「義宣」の訓「ヨシノブ」を嫌って再度改名して義教と
名のる（看聞日記、正長二年三月十五日条。「ヨシノブ」が「世忍ぶ」に通ずるのを嫌つたものであらう。）のであるが、それは教の字に、「特為上之人御名字相応者也、万国弥可応御
政教之兆歟」という説明がついていた（建内記、正長二年三月九日条）からである。義教が、改名の文字に將軍の地位を象徵させてい
ることは、これによって明らかであつて、彼の強烈な権力意識をうかがうことができる。次に注目されるのは、正長
二年三月廿三日の除目に、彼が提出した年給中文に「安宿禰国家」という、異例の仮名を用いている事実であつて
（建内記、同日条）、「安国家」という文字に、彼の政治のスローガンが託されていると見ることが出来る。なぜならば、駿河
の守護今川家の相統争いに干渉して、「不被任父護、引違御沙汰有テ、万一国錯乱セハ、一向御成敗ノ相違ニ可成
哉」（滿濟准后日記、永享五年四月十四日条）と述べたように、將軍の任務は「安国家」にありという主張を、彼はこれから事あるごとにくり
返して行くからである。

將軍の地位と任務に対する義教の意識が、現実の政治状況の中で、どのように具体化して、どのような政策が生み
出されたか。これが次に考えるべき問題であるが、その全面的な検討は他の機会に譲つて、ここではただ一つ、將軍
専制への志向を指摘するにとどめたい。

正長元年五月廿六日、義宣は「御沙汰ヲ正直ニ諸人不含愁訴様ニ、有御沙汰度事也」と述べて、評定衆、引付頭人
の再設を指令する（記、同日条、滿濟准后日記）。大体、評定及び引付の制度は、鎌倉時代に創設されて、幕府訴訟制度の発展の主要な担
い手となったが、室町幕府が南北朝後期に管領を設置して、その地位権限を強化するに及んで、評定は形骸化し、引
付は廃止された。すなわち評定・引付制度は管領制度の発展と表裏して没落した。このような訴訟制度史の大体に徴
すれば、今その評定・引付制度を復興しようとする義教の意図が、管領の地位権限を抑止する点にあることはさして
想像に難くないところであらう。さらに正長二年八月三十日付の「奉行人直請取訴狀披露事」と題する法令によれば、

「於向後者、上裁并賦別奉行之外、所被停止也」とあつて（中世法制史料集、室町幕府、存法、追加法一九四條）、賦別奉行は訴狀を將軍に直接披露でき

ることになっているが、義持の時代には、管領の下に賦奉行があつて、訴訟受理の権限を独占していた。従つて、この法令發布以前の或る時点で、賦（別）奉行は管領所属から將軍直屬に変わったと推測される。管領が訴訟手続上の最初の関門を扼する賦奉行をその所管から失つたことが、管領の権力にとつて如何に大きな打撃であつたかは推して知るべしである。又、盃酌の札について満濟の語るところによれば、義満は武家よりも公家に札を厚くし、また大名を重んじたが、義持は管領を重んじて大名を軽んじ、公卿よりも管領を重んじた。而して「当御代（義教）御沙汰ハ同于鹿苑院殿（義満）御沙汰」と（建内記、正長元年六月二十日条）。これ又義教が、義持の管領重用の方針を改めて、管領の權威を低下させる方針を打出したことを語るものである。ただし、義教は管領を抑止することによって、一挙に將軍專制を実現しえたわけではない。管領抑止は直接的には重臣層における管領の地位の低下をもたらし、その反面、重臣層の発言力を相対的に上昇させる。従つて義教は第二段の政策として重臣層の抑止に向わざるを得ないのである。ここには管領抑止を將軍專制への第一段階と認めて、一まずこの小稿をとじることとする。